

「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」冊子  
デザイン・印刷等業務委託 落札者決定基準

令和7年12月16日  
長崎県農林部農政課

### 1. 総則

本落札者決定基準は、長崎県（以下、「県」という。）が、「第4期 ながさき農林業・農山村活性化計画」冊子デザイン・印刷等業務を実施する者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うにあたり、「『第4期 ながさき農林業・農山村活性化計画』冊子デザイン・印刷等業務に係る技術提案書作成要領」と一体をなすものである。

落札者決定基準は、事業者を選定するにあたって、入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示し、入札参加者が行う提案について、具体的な指針を与えることを目的とするものである。

### 2. 審査の基本的な考え方

県は、「第4期 ながさき農林業・農山村活性化計画」冊子デザイン・印刷等業務について、別に定める仕様書に記載している要件を求めるものであり、事業者の業務計画が効果的に行われ得るかどうかなどを総合的に評価して選定することが必要であると考えている。

したがって、事業者の選定にあたっては、入札価格及び県の仕様書に記載する事項との適合性、業務の遂行能力及びマネジメント能力等の各面から総合的に評価し落札者を決定する。

### 3. 審査委員会の設置

県は、落札者の決定にあたり、「『第4期 ながさき農林業・農山村活性化計画』冊子デザイン・印刷等業務委託 審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会の審査結果に基づき技術評価点を決定する。

審査委員会は、技術提案書の内容について事業者に質問をすることがある。

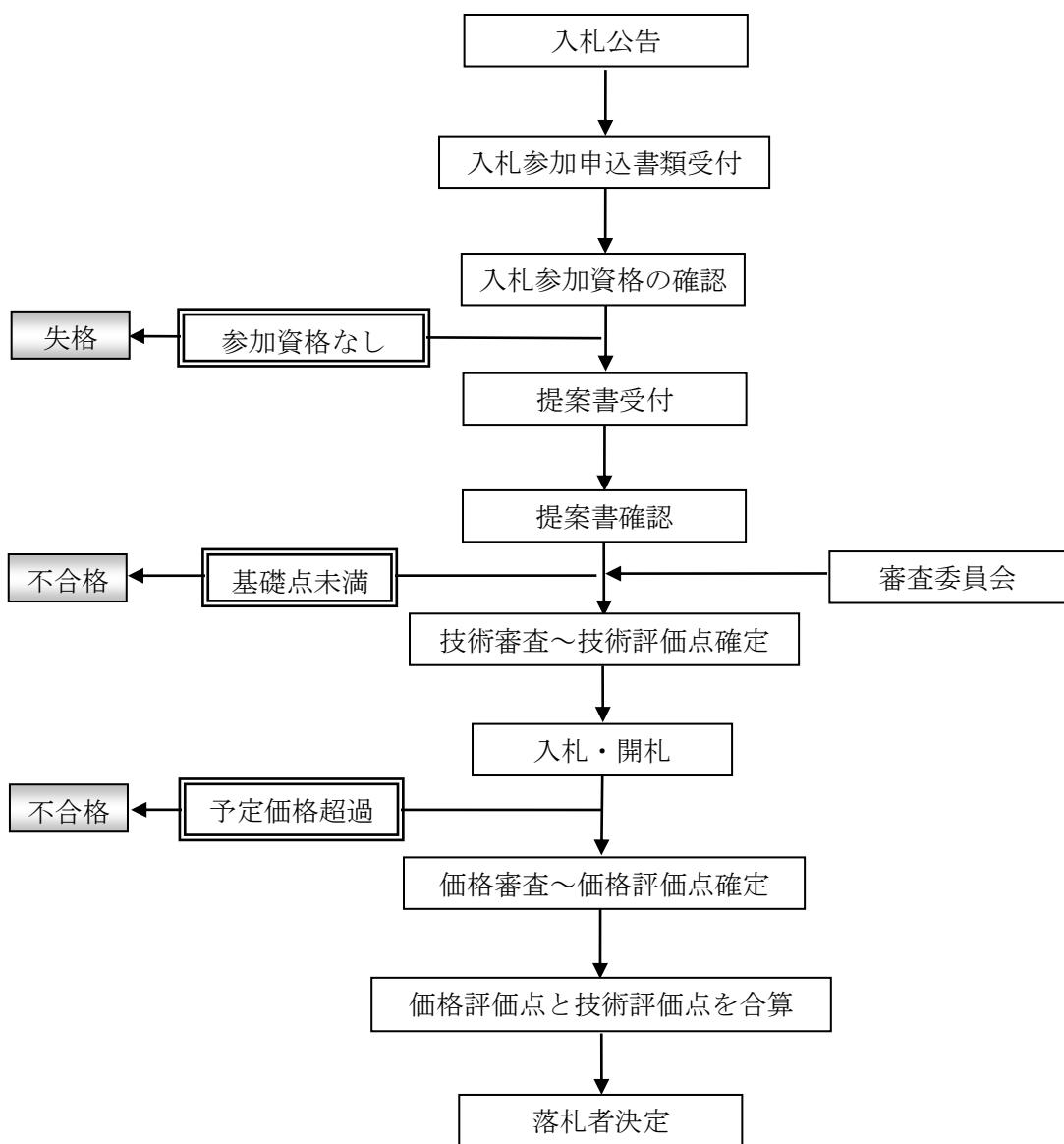
なお、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し、落札者選定に関して自己に有利となる目的のために接触等の働きかけを行った入札参加者は失格とする。

#### 4. 審査の枠組み

審査は、資格審査と提案審査から構成される。

さらに、提案審査は、仕様書の要件に対する基礎点項目審査と、創意工夫等に対する加算点項目審査から構成されており、提案審査の結果に基づく技術評価点と入札価格による価格評価点により総合評価点を求めて落札者を決定する。

公告から落札者決定に至るまでの審査の流れは、次の図に示すとおりである。



## 5. 入札参加資格の確認

入札参加者から提出された入札参加申込書等から、公告、競争入札の参加者の資格等（告示）や入札説明書に示す入札参加資格を満たしていることを確認し、結果を入札参加者に対し通知する。

なお、入札参加資格を満たしていない場合は、失格とする。

## 6. 技術審査

入札参加者の提出した技術提案書を、以下8に定める基準に従って評価・採点し、技術評価点を確定する。なお、技術審査においては、審査委員が技術提案書の内容に対する理解を深めるため、入札参加者に質問をする場合がある。

## 7. 開札及び価格審査

入札参加者が提出した入札価格について、以下8に定める算出方法に従って点数化し、価格評価点を採点する。なお、入札価格が予定価格を超過している場合には、評価対象としない。

## 8. 落札者の決定等

県は、審査委員会の審査結果を踏まえて、以下の算出方法で総合評価点を算出し、落札者を決定する。

また、審査結果は落札者決定後、速やかに公表するとともに、審査結果について質問がある場合は、落札者公表後5日以内において、質問を受け付ける。

（1）総合評価点は、入札書が無効でない者について次の算式により算定する。

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

（2）技術評価点と価格評価点の配点は、次のとおりとする。

技術評価点 100点

価格評価点 100点

（3）技術評価点は、技術提案書により次の項目について評価を行う。

① 事業内容及び実施方法 80点

② 事業実施主体の適格性 20点

（4）技術評価点は基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については別紙評価基準表のとおりとするが、評価基準表中「必須項目」については、県が技術提案書に求める最低限の要求水準であることから、1項目でも最低水準を満たしていない場合、技術提案書は不合格とし、総合評価点は与えない。

（5）技術評価点の評価は複数名の審査員により行う。

① 必須項目の審査（基礎点20点）

必須項目において、過半数を超える審査員が最低限の要求水準を満たしていないとした場合、基礎点は0点とし、技術提案書は不合格とする。

② 必須項目以外の審査（加算点80点）

各審査員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

ただし評価基準表「二 事業実施主体の適格性」のうち「知見・専門性等の有無」については、次表の破線内の評価を適用する。

評価区分	評価	採 点	
		知見・専門性等の有無	
A	特に優れている	同種業務の実績が4件以上で編集統括者の経験年数が10年以上	項目の配点×1.00
B	優れている	同種業務の実績が2件以上で編集統括者の経験年数が10年以上	項目の配点×0.75
C	やや優れている	同種業務の実績が2件以上で編集統括者の経験年数が5年以上	項目の配点×0.50
D	普通	経験年数が5年以上	項目の配点×0.25
E	最低水準程度	経験年数が5年未満	—

※平均を算出した結果、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。

（6）価格評価点は次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.10 / \text{予定価格})$$

※算定の結果、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。

（7）落札者の決定方法

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、落札者となるべき者以外で総合評価点が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。

総合評価点が最も高く、かつ、技術評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに

立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。